



徳島県ひとり親家庭等 生活支援給付金のご案内

物価高騰に直面するひとり親家庭に対する生活支援のため、
国の重点支援地方創生臨時交付金を活用し給付金の支給を実施します！

1. 支給対象者

県が支給する令和8年2月分の児童扶養手当の受給者

※県が児童扶養手当を支給しているのは**町村にお住まいの方**です。

市に在住の方は、お住まいの市に給付金の有無をお問い合わせください。

※上記に該当する場合でも、**本給付金の対象外となる場合があります**。（裏面Q&A参照）

2. 支給額

児童扶養手当の対象児童1人当たり一律 **2万円**

3. 給付金の支給手続き

原則、申請は不要です

児童扶養手当の登録口座に振り込まれます。

【ご注意ください】

※ 給付金の支給を**希望しない場合**は、受給拒否届出書を提出してください。（裏面参照）

※ 児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出るおそれがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。

上記の手続きは…

令和8年4月17日（金）

までに行ってください。

4. 給付金についてのQ&A

Q1. 給付金はいつ振り込まれますか？

A. 支給要件の確認等ができ次第、支給を行う予定です。

Q2. この給付金の対象外となるのは、どんな場合（人）ですか？

A. 以下の場合はです。

- ・令和8年2月分の児童扶養手当が全額支給停止となっている場合。
- ・現況届の未提出等の手続不備を理由に支給差し止めとなっている場合。
- ・ひとり親家庭への生活支援給付金の支給を他の自治体からすでに受けている場合。
- ・市在住の方（お住まいの各市に給付金の有無をお問い合わせください。）
- ・児童扶養手当の受給用口座を解約している等の理由により、令和9年1月31日までに支給が完了しなかった場合。

Q3. 「ひとり親家庭への生活支援給付金の支給を既に受けている場合」とはどのような場合ですか？

A. 他自治体から、児童扶養手当の受給者が対象の生活支援を目的とした給付金をすでに受給（または受給が決定）している場合などを指します。

Q4. この給付金は所得税の課税対象となりますか？

A. 課税対象となります。

「一時所得」として扱われ、他の一時所得（保険の解約返戻金など）との合計額が、一定の基準を超える場合には、確定申告が必要になることがあります。詳細については、お近くの税務署または、税理士にご相談ください。

Q5. 「受給拒否届出書」はどこに提出すれば良いですか？また、口座の変更はどこで行えば良いですか？

A. 受給拒否届出書 ⇒ 県の各福祉事務所の児童扶養手当担当窓口（※）

児童扶養手当の受給用口座の変更 ⇒ お住まいの町村役場の児童扶養手当担当窓口

※県の各福祉事務所の児童扶養手当担当窓口

名称	所在地	電話番号	担当地区
東部福祉事務所	〒770-0855 徳島市新蔵町1丁目67	088-626-8718	勝浦郡、名東郡、名西郡、板野郡
南部福祉事務所	〒779-2305 海部郡美波町奥河内字弁才天17-1	0884-74-7368	那賀郡、海部郡
西部福祉事務所	〒778-0002 三好市池田町マチ2415	0883-76-0412	美馬郡、三好郡

■ お問い合わせ先

徳島県子ども未来部子ども家庭支援課 ひとり親家庭・居場所づくり担当

Mail : kodomokateishienka@pref.tokushima.lg.jp

TEL:088-621-2707 (受付時間：平日8:30~17:15)

FAX:088-621-2843

○詳しくは県ホームページをご確認ください。

徳島県 ひとり親 生活支援給付金

検索